令和4年第1回宇治田原町議会定例会

目 次

| ○第1 | 日 | (令和 | 4年 | 3月 | 3 | 日) |
|-----|---|-----|----|----|---|----|
| | | | | | | |

| 議事日 | 程(第1号)… | 1 |
|-------|---------|---------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員 | 負の指名について4 |
| 日程第2 | 会期の決定 | 4 |
| 日程第3 | 諸報告 | 4 |
| 日程第4 | 議案第22号 | 人権擁護委員候補者の推薦について13 |
| 日程第5 | 議案第23号 | 人権擁護委員候補者の推薦について13 |
| 日程第6 | 議案第1号 | 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)14 |
| 日程第7 | 議案第2号 | 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘 |
| | | 定) 補正予算(第2号)14 |
| 日程第8 | 議案第3号 | 令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予 |
| | | 算 (第1号)14 |
| 日程第9 | 議案第4号 | 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第 |
| | | 3号)14 |
| 日程第10 | 議案第5号 | 令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2 |
| | | 号)14 |
| 日程第11 | 議案第6号 | 令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1 |
| | | 号)14 |
| 日程第12 | 議案第7号 | 令和4年度宇治田原町一般会計予算14 |
| 日程第13 | 議案第8号 | 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘 |
| | | 定)予算14 |
| 日程第14 | 議案第9号 | 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算14 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算14 |
| 日程第16 | 議案第11号 | 令和4年度宇治田原町水道事業会計予算14 |
| 日程第17 | 議案第12号 | 令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算14 |
| 日程第18 | 議案第13号 | 宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、 |
| | | 管理及び処分に関する条例を制定するについて14 |
| 日程第19 | 議案第15号 | 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部 |
| | | を改正する条例を制定するについて14 |

| 日程第20 | 議案第16号 | 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定す |
|-------|--------|--------------------------|
| | | るについて14 |
| 日程第21 | 議案第19号 | 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| | | を制定するについて15 |
| 日程第22 | 議案第14号 | 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改 |
| | | 正する条例を制定するについて25 |
| 日程第23 | 議案第17号 | 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正 |
| | | する条例を制定するについて25 |
| 日程第24 | 議案第18号 | 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を |
| | | 制定するについて25 |
| 日程第25 | 議案第20号 | 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部 |
| | | を改正する条例を制定するについて25 |
| 日程第26 | 議案第21号 | 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山 |
| | | 及びくつわ池自然公園))25 |
| 日程第27 | 発議第1号 | 宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 |
| | | の一部を改正する条例を制定するについて27 |

令和4年第1回宇治田原町議会定例会

議 事 日 程(第1号)

令和4年3月3日 午前10時開議

| 日程第1 | 会議録署名議員 | 員の指名 |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸報告 | |
| 日程第4 | 議案第22号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第5 | 議案第23号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第6 | 議案第 1号 | 令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号) |
| 日程第7 | 議案第 2号 | 令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定) |
| | | 補正予算(第2号) |
| 日程第8 | 議案第 3号 | 令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算 |
| | | (第1号) |
| 日程第9 | 議案第 4号 | 令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第10 | 議案第 5号 | 令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第11 | 議案第 6号 | 令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第 7号 | 令和4年度宇治田原町一般会計予算 |
| 日程第13 | 議案第 8号 | 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定) |
| | | 予算 |
| 日程第14 | 議案第 9号 | 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第10号 | 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第11号 | 令和4年度宇治田原町水道事業会計予算 |
| 日程第17 | 議案第12号 | 令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算 |
| 日程第18 | 議案第13号 | 宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理 |
| | | 及び処分に関する条例を制定するについて |
| 日程第19 | 議案第15号 | 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を |
| | | 改正する条例を制定するについて |
| 日程第20 | 議案第16号 | 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するに |
| | | ついて |
| 日程第21 | 議案第19号 | 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制 |

定するについて

日程第22 議案第14号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正す る条例を制定するについて

日程第23 議案第17号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例を制定するについて

議案第18号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定 日程第24 するについて

議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改 日程第25 正する条例を制定するについて

日程第26 議案第21号 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及び くつわ池自然公園))

日程第27 発議第 1号 宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一 部を改正する条例を制定するについて

1. 出席議員

| 議 | 長 | 12番 | 谷 | | | 整 | 議員 |
|----|-----------|-----|----|----|----|----|----|
| 副諱 | 養長 | 1番 | 浅 | 田 | 晃 | 弘 | 議員 |
| | | 2番 | 原 | 田 | 周 | _ | 議員 |
| | | 3番 | 宇色 | 上美 | ま | り | 議員 |
| | | 4番 | Щ | 本 | | 精 | 議員 |
| | | 5番 | 山 | 内 | 実責 | 量子 | 議員 |
| | | 6番 | 上 | 野 | 雅 | 央 | 議員 |
| | | 7番 | 藤 | 本 | 英 | 樹 | 議員 |
| | | 8番 | 森 | 山 | 高 | 広 | 議員 |
| | | 9番 | 馬 | 場 | | 哉 | 議員 |
| | | 10番 | 榎 | 木 | 憲 | 法 | 議員 |
| | | 11番 | 今 | 西 | 利 | 行 | 議員 |

1. 欠 席 議 員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のと

おりである。

| 町 | | 長 | 西 | 谷 | 信 | 夫 | 君 |
|-------|---------|----|----------|-------|----|---|---|
| 副 | 町 | 長 | Щ | 下 | 康 | 之 | 君 |
| 教 | 育 | 長 | 奥 | 村 | 博 | 已 | 君 |
| 都市整 | : 備 政 策 | 監 | 星 | 野 | 欽 | 也 | 君 |
| 総務は | 担 当 理 | 事 | 奥 | 谷 | | 明 | 君 |
| 健康福 | 祉担当理 | 事 | 黒 | Ш | | 剛 | 君 |
| 建設事 | 業担当理 | 事 | 垣 | 内 | 清 | 文 | 君 |
| 教 育 | 次 | 長 | 野 | 田 | 泰 | 生 | 君 |
| 総 務 | 課 | 長 | 青 | Щ | 公 | 紀 | 君 |
| 企 画 身 | 讨 政 課 | 長 | 村 | Щ | 和 | 弘 | 君 |
| 税 住 | 民 課 | 長 | 廣 | 島 | 照 | 美 | 君 |
| 健康 | 対 策 課 | 長 | <u> </u> | 原 | 信 | 子 | 君 |
| 子育て | 支援課 | 長 | 岩 | 井 | 直 | 子 | 君 |
| 建設 | 環境 課 | 長 | 谷 | 出 | | 智 | 君 |
| 産業 | 観 光 課 | 長 | 木 | 原 | 浩 | _ | 君 |
| 上下方 | 水 道 課 | 長 | 清 | 水 | | 清 | 君 |
| 会計管理 | 者兼会計詞 | 果長 | 長谷 | :][[| みど | り | 君 |
| 学校 | 教 育 課 | 長 | 馬 | 場 | | 浩 | 君 |

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

 事 務 局 長
 矢 野 里 志 君

 庶 務 係 長
 太 田 智 子 君

開 会 午前10時00分

○議長(谷口 整) 皆さん、おはようございます。

それでは、ただいまの出席議員は12名であり、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第1回宇治田原町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(谷口 整) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、原田周一議員と、9番、馬場哉議員を指名をいたします。

以上の両名に差し支えのある場合には、次の順序の議員にお願いをいたします。

◎会期の決定

○議長(谷口 整) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの27日間といた したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって会期は本日から3月29日までの27 日間と決定をいたしました。

会期中の予定については、お手元に配付の定例会日程表のとおりであります。

◎諸報告

○議長(谷口 整) 日程第3、諸報告を行います。

会議規則第129条の規定により決定しておりました議員派遣につきましては、お手元に配付をしているとおりでございます。

また、議長において受理をいたしました要望書1件につきましては、お手元に配付の とおりでございます。

各議員におかれましては、十分にご高覧いただきますようお願いを申し上げます。 これにて、諸報告を終わります。

ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 皆さん、改めましておはようございます。

3月議会定例会開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず初めに、先ほどもご報告ございましたが、谷口議長におかれましては、京都府町 村議会議長会会長への引き続いてのご就任、心よりお祝いを申し上げます。おめでとう ございます。

会長職という大役でもあり、何かとご苦労があるかと存じますが、卓越したご手腕を 発揮され、ますますご活躍されますことをご期待を申し上げます。

さて、海外におきましては、ロシア軍のウクライナ侵攻につきましては、即時軍の撤退と平和的解決を痛切に望むところでございます。

また、今年の冬は新型コロナウイルス、オミクロン株の猛威により感染者が激増し、 京都府においては、1月27日からまん延防止等重点措置が適用されたところでござい ます。本町におきましても、公共施設利用制限など住民の皆様にご不便をおかけしてい るところでございますが、2月5日より3回目のワクチン接種を開始し、住民の皆様が 安心して生活できる環境を整えていきたいと考えているところでございます。

3月に入り、ようやく寒さが和らぎ、日に日に春の訪れを感じるようになってまいりました。

議員各位におかれましては、ご健勝にてご活躍のこととお喜び申し上げます。本日は、 令和4年第1回宇治田原町議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位に ご参集を賜りまして、ここに開会できますことを心から厚くお礼を申し上げます。

令和4年第1回定例会の開会に当たり、令和4年度において宇治田原町政に臨みます 所信の一端を述べさせていただき、議員各位並びに住民の皆様のご理解とご協力を賜り たいと存じます。

一昨年来、瞬く間に拡散した新型コロナウイルス感染症は、経済はもとより、人々の 生命そのものを脅かす危機として世界中を混乱に陥れ、今なお災害レベルともいうべき 深刻な状況下にあります。

まず、感染症対応の最前線で懸命にご尽力をいただいております医療機関、介護・福祉施設、保健所などのエッセンシャルワーカーの皆様に心より敬意と感謝を申し上げます。

この間、本町も例外ではなく、かつて経験したことのない試練にさらされておりますが、住民の皆様の命と暮らしを守ることを最優先に、ワクチン接種をはじめとする感染拡大防止策とともに、種々の地域経済対策を切れ目なく実施してまいりました。

事業者の皆様には、苦渋の決断として休業や時短要請にご協力をいただき、事業の継

続と経済の再生に向けて努力を続けていただいております。人が集い、言葉を掛け合い、 共に活動する、触れ合いが前提の保育や教育の現場では、感染防止と社会活動の継続と いう矛盾のはざまで知恵を絞り、工夫を重ね、思いやりの心と最大限の注意を払いなが ら、子どもたちの心身の発達と学びの機会を守るために全力を挙げて取り組んでおりま す。

しかし、こうした多くの方々の努力にもかかわらず、新型コロナウイルス感染症の収 束がいまだ見通せない中では、引き続き感染拡大防止と緊急経済対策、この2つを最優 先に取り組まなければならないと考えております。

本町の人口は9,000人を割り込み、高齢化率は30%を超えています。そして、コロナ禍により少子化はさらに加速化するとの見方も示されています。この厳しい現実に向き合いながら、持続可能な宇治田原町を創造していくためには、将来への投資を機を逸することなく、然るべきタイミングで行うことが不可欠との信念のもと、第2期地域創生総合戦略に基づく施策に今期も重点的に取り組む一方で、財政的な制約の中では、そのトレードオフとして「あれかこれか」の政策選択を不退転の決意で行ってまいります。

町長就任以来、最重要の施策に位置付け全力で取り組んでまいりました"みちづくり"「都市計画道路宇治田原山手線」については、未来のまちづくりに欠かせない「誘導軸」としての必要性を京都府にお認めいただき、西脇知事の強力な後押しをいただく中で、いよいよ夢が現実になるフェーズに入ったことを実感しております。

この町に新名神のインターチェンジという大きなインパクトを伴う社会資本が整備される令和6年度までの間が、特に全国的な関心を集めるビッグチャンスと捉えており、その機会を逃すことなく宇治田原山手線をつなげていくことで、沿道の土地利用、民間投資を誘発し、生産活動と雇用の好循環によって、まちの成長を促すストーリーが描けるものと考えます。

次に、未来の"ひとづくり"ともいうべき「子育てと学び」への投資であります。

「子ども・子育て支援事業計画」において、『子どもはまちの未来 みんなで育む うじたわらっ子』を基本理念に掲げておりますとおり、子どもたちはまさにまちの未来 であり、子どもが健やかに育つまちづくりを進めることが、そこに暮らす全ての人々の幸福度を高めることにつながると信じてやみません。子育て世代に訴えかけ、評価と共感が得られる育みと学びの環境を整え、広く発信していくことで人を呼び込み、人口構成を変えていく。その循環を生み出すもう一つのストーリーを描くために、全国からお

寄せいただく寄附金を原資に、京都府による交付金の支援もいただきながら、宇治田原ならではのユニークな学びと育みの環境づくりに重点的に取り組んでまいります。

こうした背景を踏まえ、ご提案させていただきます令和4年度当初予算案は『つながる未来へ みち ひと創造予算』と題し、編成を行ったところでございます。 "みちづくり"と "ひとづくり"、ハード事業とソフト事業のそれぞれを象徴する2つのストーリーが交わることで相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちづくりを進める決意をこのキャッチフレーズにお示しし、主要な施策の概要につきましては、「第5次まちづくり総合計画」の4つの「まちづくり目標」に沿ってご説明申し上げます。

まず、「健やかに安心して暮らせるまち」でございます。

新型コロナウイルス感染症への対策は、何をおいても取り組むべき最優先の課題として、既に2月から実施しておりますワクチンの効果を高め、持続させるための追加接種を国の計画に沿ってしっかりと進めてまいりますとともに、満5歳から11歳までの子どもたちに対するワクチン接種にも順次着手してまいります。

感染された方や濃厚接触者となり自宅待機を求められた方で支援が必要な方に対しては、社会福祉協議会と連携を図りながら食料等生活物資を送り届けることで、自宅療養中の不安解消に努めます。

また、これまでも国の臨時交付金を活用しながら、公共的空間や教育施設の衛生環境 改善に鋭意取り組んでまいりましたが、令和4年度も引き続き、小中学校のトイレ洋式 化をはじめ、町立保育所や老人福祉センター等の衛生環境改善にスピード感を持って取 り組みます。

地域の中で健やかにいきいきと暮らすことが、生活の質の向上と健康寿命の延伸につながっていく。町の健康づくりの指針となる第2期「健やかうじたわら21プラン」では、ライフステージごとの課題を明らかにしながら、その解決に向け設定した目標の実現を目指して取り組むこととしておりますが、中でも各種健(検)診に関しましては、受診率向上を重点施策と位置づけ、保険者別、世代別に隙間なく多様なメニューを用意して、受診の習慣化を図ってまいります。

また、生活習慣の改善を目指す取組として、専門家の指導による誰もが取りかかりやすいウォーキング講座の開催等を通じて、行動変容を促してまいります。

高齢者の健康づくりとフレイル予防を一層推進する観点から、各地域の通いの場に保健師が関与し、加齢に伴う虚弱状態の改善や疾病予防の啓発に努めますとともに、ハイリスクと判断した方には個別のアプローチにより対象の特性に応じたサービスに結びつ

けるなど、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を進めてまいります。

また、高齢者が地域の方々とつながりつつ、自分らしく自立した暮らしを続けていけるよう、「地域リハビリテーション活動支援事業」をはじめとする介護予防事業を通じて、引き続き生活の質の向上に取り組んでまいります。

障がいのある方々が住み慣れたこの町で自立した生活を送れるよう、「自立支援協議会」を通じて地域課題を共有しながら、就労支援、地域生活への移行を一層促進してまいりますとともに、相互に人格と個人を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してまいります。

地域福祉においては、このたび改定いたしました「地域福祉計画」で定める6つの基本目標の達成に向け、住民、地域、事業者、医療福祉の専門職、社会福祉協議会、行政がそれぞれの役割を担いながら、『みんなの絆を育み 次代に伝える「福祉のまち」宇治田原』の理念に沿って、地域ぐるみの支え合いを推し進めてまいります。

次に、安心についてであります。

まず、地域防災の要として住民の生命と財産を守るため、平時、非常時を問わず活動いただいております消防団員とそのご家族、関係者の皆様に心より感謝を申し上げます。郷土愛護の崇高な献身は、地域の絆の源泉であり、大切に守り継ぎたいと考えますが、団員確保の悩みは顕在化しており、持続可能な組織の検討の中で、団員の処遇改善とともに、女性消防団員の確保に向けた取組を進めてまいります。

常備消防では、通報・災害受信から活動終了までを一元的に管理し、24時間365 日ひと時も休むことなく安心を支え続ける高機能消防指令システムについて、確実な運 用を保全するため、機器更新を図ってまいりますほか、車両更新計画に基づき、消防ポ ンプ自動車の更新を行い、消防力の維持・向上に努めてまいります。

役場庁舎に隣接する「宇治田原中央公園」は、令和4年度末の完成を目指して工事を 進めておりますが、災害時における避難場所としての機能を備え、住民の安心・安全を 担うとともに、平時にはハートをかたどったこの都市公園が、子育て世代の交流拠点と して、また、住民の皆様の癒しと憩いの場として愛される空間になることを願い、整備 を図ってまいります。

次に、2つ目の柱、「便利で快適に過ごせるまち」であります。

ウィズコロナの時代において、人と人とがつながっていくためにはデジタル技術の活用が必須であり、活用の先に、より便利で快適な暮らしがあることを多くの方が再認識されたことと思います。町税等の納付手段として、昨年10月からスマートフォンアプ

リによる決済ツールを取り入れたところですが、令和4年度には、マイナンバーカードを利用して、コンビニエンスストアなどに設置された多機能端末機から住民票の写しや 印鑑証明の取得を可能にする「コンビニ交付サービス」の導入に着手するなど、デジタルトランスフォーメーションの取組を進めてまいります。

災害時におけるリダンダンシー確保はもちろんのこと、工業団地へと続く国道307 号の朝夕の渋滞解消こそが、まちの行く末を左右する至上命題であり、東西の交通の要 衝としての優位性を打ち出しながら、企業の進出意欲を後押しするためには、その機を 逸することなく一気呵成に進める必要があります。私が「みちづくり」を一貫して一丁 目一番地施策に掲げ続ける所以でもあります。その背骨ともいうべき宇治田原山手線は、 京都府において南地域から役場庁舎までの区間について整備を進めていただきますとと もに、「宇治田原工業団地線」につきましても事業化を図ってまいります。

さらに、「郷之口高尾線」の道路改良、「奥山田天神社線」の法面改良等、生活道路を中心に住民の利便性と安全性の確保のため、町道の計画的な整備改良にも取り組んでまいります。

鉄軌道のないわが町において、地域公共交通の確保は、不可避かつ大変重要な課題で す。民間路線や町内公共交通の利用者が減少する中で住民の足をいかに確保するか。

「地域公共交通会議」において、利用促進に向けた取組や新しい運行ネットワークの構築、有料化等について多角的に検討を進めてまいりました結果、町内の公共交通は、持続可能社会へシフトするため、利用者に料金をご負担いただく「町営バスの再編」と「予約型乗合タクシー」を組み合わせた『新しい地域公共交通』として、3月から一部地域において実証運行をスタートし、10月からは町全域での運行を目指してまいります。

また、日々の暮らしに不可欠なライフラインである上下水道事業については、人口減少に伴う水需要の減少や施設の老朽化など、事業環境が厳しさを増しております。将来にわたって安全な水の供給と下水道機能の維持に努める必要から、老朽施設の更新を計画的に行うとともに、料金の適正化に向けた検討を進めてまいります。

次に、3つ目の柱、「活気にあふれる交流のまち」であります。

急速に進む人口減少に立ち向かい、まちに賑わいと活気を呼び込むため、「地域創生総合戦略」に沿って、これまでから他自治体よりも手厚いメニューを揃え、「移住定住」のための施策を展開してきましたが、そうしたインセンティブをもってしても人口流出を食い止めるのは難しく、令和2年の国勢調査人口では、5年前の調査から408人減

少し、8,911人となりました。全国的に見ても地方への人口移動は思うように進まず、国も地域づくりの担い手不足という課題解決へのアプローチとして、「定住人口」から「関係人口」へと新しい概念に着目した取組にシフトしてきました。

こうした状況変化を踏まえ、本町においても観光や就業などを切り口に町内外の交流を円滑化し、継続的に「つながり」を持っていただく「関係人口」の拡大を図ることが必要であります。そのきっかけとして、まずは宇治田原町を知っていただくという入り口の部分の取組が重要になるため、移住施策の手厚さと地理的な強みを活かすハートフルなまち『京都に、宇治田原町。』のメッセージを広く発信してまいります。

一方で、コロナリスクの長期化に伴い、昨年、東京23区の人口が初めて転出超過となるなど、図らずも移住への関心は高まっており、「転職なき移住」が現実的な選択肢となれば、地方にも可能性はあると考えております。そのためにも、これまでに築き上げてきた移住定住のための「うじたわLIKE(らいく)」のブランディングとセットで、戦略的なシティプロモーションを仕掛けていきたいと考えております。

昨年、本町の茶生産者が農林水産大臣賞の栄に浴され、町の主要農産物である茶業の活性化に大いに貢献いただいたところです。折しも本年は、京都府において全国茶品評会が開催されますことから、日本緑茶発祥の地としてのオリジナリティと品質を全国に知っていただく機会として、上位入賞を目指す気運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

観光面では、地域外からの戦略的交流拠点に位置づける「末山・くつわ池自然公園」 の施設管理を4月から新たな指定管理者に委ねる試みを始めます。近年のキャンプブー ムを受け、着実に利用が増えているこの公園管理の運営に新しい視点と活力を取り入れ ることで、集客力の強化が図られ、活気と賑わいが生まれることを期待しております。

コロナ禍からの回復を目指す地域経済への対策といたしましては、プレミアム率を30%に引き上げた「プレミアム商品券」を発行し、消費拡大と商工業の活性化を図るとともに、町内で事業を営む中小企業者や小規模企業者に対しましては、事業継続に必要なコロナ対策に関する投資について引き続き支援を図ってまいります。

また、消費の落ち込みにより収入減となった茶、野菜等の高収益作物につきまして、次期作に前向きに取り組む生産者に耕作面積に応じた補助を行ってまいります。

森林や急峻地に囲まれた本町にとって、放置森林は林業の成長を妨げるだけでなく、 防災面からも支障となります。森林経営管理事業では、森林の多面的機能の向上と林業 的利用の促進を目指して、現地調査と施業に向けた測量に着手してまいりますとともに、 林道の安全性、走行性を確保するためには、弛まぬ手当てが欠かせないことから、御林 山線を中心とする林道の改良事業にも取り組んでまいります。

また、農産物を野生動物の被害から守るため、防護柵設置等に対する補助とともに、 野猿の追い払い策として期待を集めるモンキードッグについて、引き続き支援を図る中 で耕作意欲の維持に努めてまいります。

町の特産品や地域ブランドのPRを通じて宇治田原町のファンを獲得し、交流人口を 拡げていくとともに、町内事業者の販路拡大の機会として活用いただくことを目的に進 めてまいりました「ふるさと納税」につきましては、令和2年度に1億円を突破し、令 和3年度も前年度を大きく上回るペースで推移しております。令和4年度は組織の体制 を強化しつつ、さらなる成長を目指し、返礼品の掘り起こしと磨き上げに注力してまい ります。

加えて、新たに「企業版ふるさと納税」にもチャレンジする中で、地域創生事業の推 進に企業の応援をいただけるよう取り組んでまいります。

次に、4つ目の柱、「子育てと学びを応援するまち」であります。

先ほど、人口流出に歯止めをかけることは簡単ではないと申し上げました。若い人たちが都市部に夢を抱き、志向する気持ちを否定することもできません。しかしながら、宇治田原町で生まれ育った子どもたちに、他の町にはないこの町ならではの取組を通じて、ふるさとに対する誇りと愛着を持ってもらうことができれば、定住への動機づけになるだけでなく、将来的な「関係人口」としてふるさとと「つながり」を持ち続け、何らかの形でまちづくりに関わってくれることになるのではないでしょうか。

ふるさと納税を窓口に全国から寄せられた寄附金は、「未来を担う子どもたち」に優先的に活用させていただくことをお約束しております。この仕組みに加え、京都府の交付金も活用しながら、「未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト」と銘打って、ストーリー性を持たせた事業を各世代へと横展開する中で、子どもたちの夢を応援し、可能性を拡げ、その心にシビックプライドを育みたいと考えております。

町立保育所では、専門家の指導の下、幼児期に体幹を鍛えることの重要性に着目した 運動遊びを通じて、体力づくりとともに自発的にチャレンジする心を共に育んでまいり ます。

町立小中学校においては、民間教育機関と連携し、少人数指導型の学びの場を提供してまいりますほか、タブレット端末を活用したAIドリルによる家庭学習支援に取り組みますとともに、「ふるさと応援キャリア教育」では、町内の企業にご協力いただく中

で商品開発に挑戦し、自分たちが考えたアイデアが商品化されるプロセスを実体験することで、キャリアデザイン力の向上につなげてまいりたいと考えております。

また、中学校では先端のプログラミング学習を取り入れ、課題を自ら見つける力、物事を多面的に捉える力、新しい価値を創造する力の育成に努めてまいります。

寺子屋「うじたわら学び塾」や「学びスイッチオン」事業の中では、町内の専門人材の参画もいただきながら、運動能力や論理的思考力を培う機会を提供するほか、ものづくり体験を通じてクリエイティブ人材の育成にも取り組んでまいります。

図書館では、フィンランド教育の第一人者による絵本の読み聞かせ講座をはじめ、多文化共生の視点から、ボードゲームを活用し外国人住民との交流の機会を創出してまいります。

子育て世帯の経済負担軽減といたしまして、乳幼児のおむつやミルクなどの購入費助成のほか、中学校修了までの子育て支援医療費につきましても、京都府制度を上回る自己負担額への支援を継続いたします。

町立保育所「あゆみのその」は、常に保護者の仕事と子育ての両立を支える拠点として、地域に寄り添ってまいりました。子どもたちが集団の中で触れ合うことで成長していく保育の場において、愛着形成のためには必要な時期にスキンシップを絶やさず、信頼と社会性を身につけなければなりません。ソーシャルディスタンスを厳格に適用できない例外的な環境の中で、現場の保育士たちは消毒・換気等を徹底し、でき得る限りの対策を講じながら、子どもたちへの影響を最小限にとどめる保育所運営に努めております。行事や参観等の機会において、保護者の皆様には心苦しい制限を強いることもございますが、全ては感染拡大防止のため、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

小中一貫教育の取組につきましては、町の財政見通し、また、ウィズコロナ・ポストコロナへの対応をはじめ、学校を取り巻く教育環境の変化を鑑み、施設一体型校の開校時期を延期する判断をいたしましたものの、一貫教育の必要性に対する認識は変わりません。義務教育9年間にわたる系統的、継続的で特色ある一貫教育の実現に向け、維孝館学園において、保護者や地域住民のさらなる参画促進と連携強化を図る視点を踏まえた(仮称)「地域連携会議」の設置組織化に向けた取組を行い、引き続き事業を進めてまいります。

生涯学習への取組といたしましては、「いつでも・どこでも・誰もが」生涯を通じて 学びの楽しさを見つけられるよう、多様な情報提供に努めますとともに、グリーンライ フカレッジでは、コロナ禍に対応した開催方法の工夫を図りながら、青少年から高齢者 までニーズに沿ったメニューを展開し、学びの機会を提供してまいります。

以上、第5次まちづくり総合計画に掲げる4つの「まちづくりの目標」に加えまして、 まちづくりの目標を推進するにあたって共通する2つの「行政の基本姿勢」に基づき、 全職員が一丸となって種々の施策をしっかりと前に進めてまいります。

また、第6次行政改革大綱及び同実施計画の期間を令和4年度末としておりますことから、外部の有識者にお諮りする中で総括を行い、コロナとの共存によって転換した常識や生活様式、いわゆるニューノーマルに適応した新たな指針の策定を目指してまいります。

重大事件の発生以来、失った信頼を回復するために、引き続き職員のモラル向上とコンプライアンス遵守の徹底を図りますとともに、組織としての内部統制の強化、職場風土の在り方を含めた改革に取り組み、不正を許さない職場環境の確立にも全力を尽くしてまいります。体制面では、新たな入札を管理するセクションを設け、再発防止に取り組んでまいります。

コロナの脅威を経験した社会は、日々の暮らしや働き方、価値観に至るまで多くの課題を突きつけ、思いがけない速度で変容を求めていますが、一つひとつの課題に向き合い、変化に対応することで、必ずやこの危機を克服できると信じます。一日も早く日常を取り戻すために、今後も起こるであろう様々な変化や不測の事態にもしなやかに適応し、復元する力、「レジリエンス」の強化を意識しながら、立ち止まることなく誠心誠意努力してまいる決意でございますので、今後の本町のまちづくりの推進になお一層のご理解とご支援を賜りますようお願いを申し上げ、施政方針とさせていただきます。

さて、本日、ご提案させていただきます議案は、令和4年度一般会計当初予算案をは じめとする予算関係12件、人事関係2件、条例関係8件、一般議案1件の合計23件 でございます。

それぞれの議案内容につきましては、後ほど提案説明をさせていただきますが、どうかよろしくご審議をいただきまして、ご可決・ご同意を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◎議案第22号及び議案第23号の上程、説明

○議長(谷口 整) 次に、会議規則第37条により、日程第4及び日程第5、議案第2 2号及び議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。 提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、日程第4及び日程第5、議案第22号及び議案第23号 の2議案につきまして、一括してご説明申し上げます。

議案第22号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の潮見博司氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、法務大臣に対して同氏を再度推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

潮見氏におかれましては、平成12年10月から現在に至るまで、7期21年9カ月の長きに渡り、本町の人権擁護委員として、人権課題の解決と人権擁護思想の普及にご尽力をいただいており、近年ではご活躍の場を京都府や山城地域にも広げられ、城南人権擁護委員協議会の会長職もお務めいただいております。人格も高潔にして地域の実情にも明るく、高い識見をお持ちで、人権擁護委員として最適任者であることから候補者として引き続き推薦させていただきたいと考えております。

続きまして、議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦につきましては、現人権擁護委員の矢野登代子氏の任期が本年6月30日をもって満了となりますことから、その後任として中田寿美代氏を法務大臣に推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

中田氏におかれましては、久御山町職員として長く地方行政の一線で活躍してこられた後、現在は民生児童委員として本町の地域福祉の向上にご尽力をいただいているところでございます。人格も高潔にして高い識見をお持ちであり、人権課題の解決に対する意欲も強く、人権擁護委員として最適任者であることから候補者として推薦させていただきたいと考えております。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) ただいま議題となりました議案第22号及び議案第23号につきましては、本日は説明にとどめ、質疑は次回といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定をいた しました。

◎議案第1号~議案第13号、議案第15号及び議案第16号並びに議

案第19号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第6から日程第21まで、議案第1 号から議案第13号まで、議案第15号及び議案第16号並びに議案第19号の16議 案を一括議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、日程第6から日程第21、議案第1号から議案第13号 及び議案第15号、議案第16号並びに議案第19号の16議案につきまして一括して ご説明申し上げます。

議案第1号、令和3年度宇治田原町一般会計補正予算(第5号)につきましては、転出・転入届ワンストップ化システム導入事業費をはじめ、地域公共交通事業者支援などに要する経費を追加するとともに、各種事業の決算見込みなどに伴い補正するもので、補正額は1億9,962万6,000円を追加し、補正後の予算総額を57億4,786万7,000円とするものでございます。

「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入につきまして、主なものをご説明申し上げます。 町税では、町民税7,300万円、町たばこ税383万5,000円などを追加する とともに、固定資産税を1,264万3,000円減額し、合計で6,511万4,0 00円を追加しております。

地方消費税交付金では、1,240万円を追加しております。

地方交付税では、普通交付税の増などにより1億8,929万8,000円を追加しております。

国庫支出金では、障がい者自立支援給付費負担金556万1,000円などを追加するとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金333万5,000円をはじめ、社会資本整備総合交付金310万円などを減額し、合計で951万円を減額しております。

府支出金では、重度訪問介護利用等利用促進事業補助金860万1,000円などを 追加するとともに、優良茶園振興事業補助金225万2,000円などを減額し、合計 で995万3,000円を追加しております。

寄附金では、ふるさと応援寄附金1,500万円などを追加し、合計では1,635万2,000円を追加しております。

繰入金では、財政調整基金繰入金1億円、公共施設整備基金繰入金1,300万円などを減額し、合計で1億1,802万1,000円を減額しております。

繰越金では、前年度繰越金1億2,200万3,000円を追加しております。

諸収入では、退職消防団員報償金653万3,000円などを減額し、合計で665 万3,000円を減額しております。

町債では、役場庁舎跡地整備事業債5,090万円をはじめ、臨時財政対策債2,969万6,000円などを減額するとともに、道路橋梁改良舗装事業債1,190万円などを追加し、合計で9,529万6,000円を減額しております。

次に、歳出につきまして、主なものをご説明申し上げます。

総務費では、普通交付税再算定に伴う確定額等の積立として、減債基金積立1億8,092万5,000円や地域公共交通事業者支援事業費381万1,000円、転出・転入届ワンストップ化システム導入事業費103万4,000円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、役場庁舎跡地整備事業費6,100万円などを減額し、合計で1億9,846万6,000円を追加しております。

民生費では、決算見込みに伴う補正として、障がい者自立支援給付等事業費2,95 2万6,000円などを追加し、合計で1,377万5,000円を追加しております。 衛生費では、決算見込みに伴う補正として、城南衛生管理組合ごみ・し尿負担金54 3万2,000円などを減額し、合計で401万1,000円を減額しております。

農林水産業費では、ため池管理事業費338万円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、優良茶園振興事業補助金138万9,000円などを減額し、合計で22万2,000円を追加しております。

商工費では、決算見込みに伴う補正として、中小企業経営支援事業費290万円など を減額し、合計で1,537万6,000円を減額しております。

土木費では、町道新設改良事業費1,862万円及び道路施設長寿命化修繕事業費738万5,000円を追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、新市街地都市公園整備事業費534万1,000円などを減額し、合計で1,596万円を追加しております。

消防費では、決算見込みに伴う補正として、消防事務委託費686万2,000円などを減額し、合計で1,850万円を減額しております。

教育費では、総合文化センター改修事業費4,074万3,000円などを追加するとともに、決算見込みに伴う補正として、幼稚園教育振興事業費330万6,000円などを減額し、合計で2,345万1,000円を追加しております。

公債費では、決算見込みに伴う補正として、1,147万5,000円を減額してお

ります。

「第2表繰越明許費補正」につきましては、デジタル防災行政無線整備事業費をはじめ、15事業の所要額を翌年度に繰り越しますとともに、役場庁舎跡地整備事業費及び新市街地都市公園整備事業費について、決算見込みに伴い、翌年度に繰り越す所要額について変更するものでございます。

「第3表地方債補正」につきましては、事業費の確定等により、起債対象額が変更に なったため、既定の限度額を変更するものでございます。

議案第2号、令和3年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第2号)につきましては、保険給付費における医療費見込額の減額による所要額等144万5,000円を減額し、補正後の予算総額を10億6,975万8,000円とするものでございます。

歳入では、繰越金855万5,000円、国庫支出金90万円を追加し、国民健康保険税68万1,000円、府支出金1,000万円、繰入金21万9,000円を減額しております。

歳出では、基金積立金492万7,000円、諸支出金262万8,000円を追加 し、保険給付費900万円を減額しております。

次に、議案第3号、令和3年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、後期高齢者医療保険料の調定額の増加等により、663万4,000円を追加し、補正後の予算総額を1億4,015万6,000円とするものでございます。

歳入では、後期高齢者医療保険料459万4,000円、繰越金204万円を追加し、 歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金663万4,000円を追加しております。

続きまして、議案第4号、令和3年度宇治田原町介護保険特別会計補正予算(第3号) につきましては、保険給付費の決算見込みなどに伴い補正を行うものでございます。

まず、保険事業勘定では、1,562万円を追加し、補正後の予算総額を8億3,9 85万9,000円とするものでございます。

歳入では、支払基金交付金548万5,000円、繰越金3,620万1,000円などを追加し、国庫支出金1,302万7,000円、繰入金1,570万6,000円を減額しております。

歳出では、基金積立金3,620万1,000円などを追加し、保険給付費2,06 4万1,000円を減額しております。 次に、介護サービス事業勘定では、事業費の決算見込みに伴い、96万2,000円 を追加し、補正後の予算総額を693万4,000円とするものでございます。

続きまして、議案第5号、令和3年度宇治田原町水道事業会計補正予算(第2号)に つきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益で1,000万円を減額し、 補正後の予算総額を2億8,157万2,000円に、水道事業費用で500万円を追加し、補正後の予算総額を2億6,887万3,000円とするものでございます。

水道事業収益では、営業外収益で消費税還付金1,000万円を減額しております。 水道事業費用では、営業外費用で消費税500万円を追加しております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入では6,880万円を減額し、 補正後の予算総額を8,443万3,000円に、資本的支出で6,880万円を減額 し、補正後の予算総額を1億5,868万円とするものでございます。

資本的収入では、企業債2,040万円及び負担金4,840万円を減額しております。

資本的支出では、建設改良費で配水設備改良費2,880万円及び改良事業費4,000万円を減額しております。

続きまして、議案第6号、令和3年度宇治田原町下水道事業会計補正予算(第1号) につきましては、決算見込みに伴い補正するものでございます。

まず、収益的収入及び支出につきましては、下水道事業収益で48万9,000円を 減額し、補正後の予算総額を4億9,417万3,000円とするものでございます。

下水道事業収益では、営業収益で下水道使用料214万2,000円を追加し、浄化槽使用料13万1,000円を減額するとともに、営業外収益で他会計補助金250万円を減額しております。

次に、資本的収入及び支出につきまして、資本的収入では180万円を減額し、補正後の予算総額を3億2,507万1,000円に、資本的支出では230万円を減額し、補正後の予算総額を4億9,845万9,000円とするものでございます。

資本的収入では、企業債で180万円を減額しております。

資本的支出では、建設改良費で浄化槽建設費230万円を減額しております。

次に、議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算につきまして、「つながる未来へ みち ひと創造予算」と題し、第5次まちづくり総合計画の後期計画及び第2期 地域創生総合戦略に基づき、4つのまちづくり目標、「健やかに安心して暮らせるま ち」、「便利で快適に過ごせるまち」、「活気にあふれる交流のまち」、「子育てと学びを応援するまち」を目指す中で、宇治田原山手線及び関連する幹線道路の整備など、まちづくりの根幹をなす重点事業を推進するとともに、人口減少対策と地域創生の着実な推進、新型コロナウイルス対応等の重点施策を中心に予算配分を行い、前年度比3.3%増、金額にして1億6,600万円増の予算総額51億6,500万円とした予算編成を行ったところでございます。

「第1表歳入歳出予算」の歳入につきましては、令和4年度地方財政計画に見込まれている数値を参考とするとともに、前年度の収入見込額等を考慮し、収支の均衡を図り計上しております。

町税では、前年度収入見込額や今後の景気動向等を考慮し、全体として7.5%増の16億1,167万8,000円を計上しております。

地方譲与税は、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税、令和元年度より創設された 森林環境譲与税を合わせたもので、地方財政計画等に基づき算定し、全体で5,508 万9,000円を計上しております。

地方消費税交付金などの各種交付金は、前年度収入見込額及び地方財政計画を基に算定し、合計で4.3%増の3億280万1,000円を計上しております。

地方交付税では、国の地方財政計画において、総額で3.5%増額が示されているところですが、普通交付税を算定する上で臨時財政対策債振替相当額の減等を考慮し、普通交付税は11.0%増の11億1,000万円で計上するとともに、特別交付税は前年度の収入見込額等を考慮し前年度同額の1億4,000万円を見込み、地方交付税全体としては9.6%増の12億5,000万円を計上しております。

分担金及び負担金は、土地改良事業分担金の減などにより、全体としては50.4%減の1,420万円を計上しております。

使用料及び手数料は、前年度収入見込額等を基に算定し、0.1%増の4,508万 2,000円を計上しております。

国庫支出金では、地方創生道整備交付金が増加するものの、社会資本整備総合交付金の減等により、9.3%減の5億3,488万3,000円を計上しております。

府支出金では、林道改良事業補助金の減などにより、0.8%減の3億3,947万4,000円を計上しております。

財産収入では、前年度収入見込額等を基に算定していますが、財政調整基金利子収入 の減などにより、14.2%減の94万2,000円を計上しております。 寄附金は、ふるさと応援寄附金の増や企業版ふるさと応援寄附金を新たに見込みます ことから、172.7%増の3億1,000円を計上しております。

繰入金では、歳入不足を補うため、財政調整基金繰入金1億3,000万円を計上するとともに、事業の特定財源として公共施設整備基金繰入金900万円、地域づくり振興基金繰入金300万円、ふるさと応援基金繰入金1億3,000万円、豊かな森を育てる基金繰入金832万3,000円等を計上し、合計で1.7%増の2億9,949万3,000円を計上しております。

繰越金では、決算剰余金が生じた場合、翌年度の財源として繰り越すものとして、1,000万円を計上しております。

諸収入は、前年度収入見込額等を基に算定し、29.6%増の5,015万7,00 0円を計上しております。

町債は、地方交付税の代替措置として発行する臨時財政対策債を63.9%減の9,500万円で計上するとともに、道路橋梁改良舗装事業債等の建設事業債を2億5,620万円計上し、合計で37.1%減の3億5,120万円を計上しております。

次に、歳出につきまして、議会費では、議員報酬や議会の活動に要する経費など8,448万3,000円を計上しております。

総務費では、総務管理費、徴税費、戸籍住民基本台帳費、選挙費、統計調査費、監査委員費の6項目で10億6,598万2,000円を計上しております。

総務管理費では、夢応援プロジェクト、未来挑戦隊チャレンジャー事業費やふるさと納税推進事業費をはじめ、「ハートのまち」移住定住プロモーション事業費、デマンド型乗合タクシー運行事業費など 9 億 1 , 1 0 7 π π 9 , π 0 0 0 円を計上しております。

戸籍住民基本台帳費では、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアにおいて住民票の写しなどを取得可能にするコンビニ交付導入事業費など 5,5 2 2 万円を計上しております。

民生費では、社会福祉費、児童福祉費の2項目で12億9,830万8,000円を 計上しております。

社会福祉費では、障がい者自立支援給付等事業費や子育て支援医療費支給事業費をは じめ、高齢者の健康づくりとフレイル予防を一層推進するための高齢者の保健事業と介 護予防等の一体的実施事業費など8億7,307万7,000円を計上しております。

児童福祉費では、育児用品購入助成事業費をはじめ、保育所の運営費や、保育所児童 の体づくりや自発的にチャレンジする意欲的な心を育成する、保育所体づくりデ茶レン ジャー育成事業など4億2,523万1,000円を計上しております。

衛生費では、保健衛生費、清掃費の2項目で3億5,965万4,000円を計上しております。

保健衛生費では、うじたわらウォーキング応援事業費をはじめ、母子保健事業や妊産婦健康診査への助成支援に要する経費、新型コロナウイルス感染症予防対策事業費など1億4,961万4,000円を計上しております。

清掃費では、ごみ処理に要する城南衛生管理組合への負担金、一般廃棄物収集事業費、 不燃物収集事業費や資源化物収集事業費など、2億1,004万円を計上しております。

労働費では、町内企業の雇用や就業者の町内移住の促進を図るための経費をはじめ、 林業従事者の雇用確保のため、町有林を適切に管理する経費として、1,215万1, 000円を計上しております。

農林水産業費では、農業費、林業費、水産業費の3項目で1億3,829万円を計上 しております。

農業費では、農林業振興事業費補助金をはじめ、高収益作物次期作支援事業費など9, 335万6,000円を計上しております。

林業費では、森林所有者等が行う森林境界の明確化等を支援するための経費をはじめ、 有害鳥獣の駆除や被害防止に要する経費4,478万4,000円を計上しております。 商工費では、まちを元気にするプレミアム商品券発行事業費補助金をはじめ、中小企 業者や小規模企業者が行う事業継続に必要なコロナ対策への支援や、観光まちづくりの 実現を図るための経費など7,986万1,000円を計上しております。

土木費では、土木管理費、道路橋梁費、河川費、住宅費、都市計画費の5項目で6億 5,602万2,000円を計上しております。

道路橋梁費では、新名神高速道路の建設に併せて整備する宇治田原山手線の工事委託費をはじめ、工業団地線に要する経費など2億9,685万4,000円を計上しております。

都市計画費では、庁舎に隣接し、住民の憩いの場となる公園機能と併せ、災害時の緊急避難場所などの防災機能を有する都市公園の整備に係る経費など2億8,519万円を計上しております。

消防費では、高機能消防指令システムの更新に係る経費をはじめ、消防分署配備の消防ポンプ自動車を更新する経費など3億3,637万4,000円を計上しております。 教育費では、教育総務費、小学校費、中学校費、社会教育費、保健体育費の5項目で 5億6,652万2,000円を計上しております。

教育総務費では、小中一貫教育の推進を図るための経費をはじめ、小中学生を対象に 学びの場を創出する寺子屋「うじたわら学び塾」の運営経費や高校生通学費補助金など 1億1,746万1,000円を計上しております。

小学校費では、教育施設の衛生環境改善の取組として、トイレ洋式化を促進する経費をはじめ、家庭学習におけるタブレット端末を活用したAIドリルを導入する経費、家庭学習等支援事業費など1億818万8,000円を計上しております。

中学校費では、小学校と同様、トイレ洋式化を促進する経費をはじめ、AIドリルを 導入する経費、家庭学習等支援事業費、英語検定の受検費用を助成する経費など、6, 602万5,000円を計上しております。

社会教育費では、地域の子育て機能・教育力を活かす取組として、プログラミングやものづくり講座を開催する学びスイッチオン事業費をはじめ、多文化共生の視点からボードゲームを活用した外国人住民との交流の機会を創出する経費など1億3,838万3,000円を計上しております。

保健体育費では、スポーツの普及・振興を図るため、スポーツ推進委員会が実施する 事業に要する経費をはじめ、スポーツ協会活動に対する助成費用や体育施設運営経費な ど1億3,646万5,000円を計上しております。

災害復旧費では、万一の災害に備えた農地農業用施設、林業施設及び公共土木施設の 復旧事業の経費として、3項目で2,918万円を計上しております。

公債費では、元利償還金及び一時借入金利子として5億3,417万3,000円を 計上しております。

「第2表債務負担行為」につきましては、固定資産評価整備事業の令和6年度まで、 ごみ・資源化物収集運搬事業の令和9年度までの債務負担の限度額を定めるものでございます。

「第3表地方債」につきましては、道路橋梁改良舗装事業費をはじめとする10の起 債について、限度額などを定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定) 予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ10億8,990万円で、前年度 比1.7%の増額となっております。

歳入では、国民健康保険税 2 億 1 , 2 3 2 万 5 , 0 0 0 円、府支出金 7 億 8 , 2 2 5 万 8 , 0 0 0 円、繰入金 9 , 3 4 9 万 7 , 0 0 0 円などを計上しております。

歳出では、保険給付費7億5,668万2,000円、国民健康保険事業費納付金2億8,096万8,000円、保健事業費1,928万9,000円などを計上しております。

議案第9号、令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ1億5,480万4,000円で、前年度比15.9%の増額となっております。

歳入では、後期高齢者医療保険料1億1,869万7,000円、繰入金3,271万2,000円などを計上しており、歳出では、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,690万1,000円などを計上しております。

続きまして、議案第10号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算につきましては、予算総額は、歳入歳出それぞれ7億9,181万7,000円で、前年度比3.4%の減額となっております。

まず、保険事業勘定につきましては、歳入では、保険料1億7,844万2,000円、国庫支出金1億5,306万3,000円、支払基金交付金1億9,699万6,000円、府支出金1億1,230万6,000円、繰入金1億4,462万2,000円などを計上しており、歳出では、保険給付費7億1,190万8,000円、地域支援事業費4,773万2,000円などを計上しております。

続きまして、介護サービス事業勘定につきましては、歳入では、サービス収入として 予防給付費収入420万円、繰越金200万円を計上しており、歳出では、事業費とし て居宅介護支援事業費610万円などを計上しております。

続きまして、議案第11号、令和4年度宇治田原町水道事業会計予算につきましては、 支出予算総額は5億821万3,000円で、前年度比2.4%の増額となっております。

まず、収益的収入及び支出の予算額につきましては、水道事業収益2億9,562万2,000円、水道事業費用2億8,788万3,000円を計上しております。

水道事業収益では、営業収益の給水収益2億2,668万3,000円、営業外収益の長期前受金戻入4,927万9,000円などを計上しており、水道事業費用では、営業費用の原水及び浄水費5,841万3,000円、減価償却費1億3,406万5,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費920万8,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入1億2,628万5,

000円、資本的支出2億2,033万円を計上しております。

資本的収入では、企業債9,450万円、負担金2,793万3,000円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の配水設備改良費4,650万円、拡張事業費8,350万円、企業債償還金6,546万円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,404万5,000円は、 過年度損益勘定留保資金等で補塡することとしております。

続きまして、議案第12号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算につきましては、支出予算総額は9億693万7,000円で、前年度比7.8%の減額となっております。

収益的収入及び支出の予算額につきましては、下水道事業収益4億4,012万3,000円、下水道事業費用4億3,118万9,000円を計上しております。

下水道事業収益では、営業収益の下水道使用料9,800万円、営業外収益の他会計補助金1億8,220万1,000円を計上しており、下水道事業費用では、営業費用の管渠等管理費464万5,000円、処理場管理費9,836万5,000円、減価償却費2億4,020万3,000円、営業外費用の支払利息及び企業債取扱諸費4,184万6,000円などを計上しております。

次に、資本的収入及び支出の予算額につきましては、資本的収入3億5,876万7,000円、資本的支出4億7,574万8,000円を計上しております。

資本的収入では、企業債2億760万円、国庫補助金8,200万円などを計上しており、資本的支出では、建設改良費の管渠等建設費1億4,860万円、企業債償還金2億4,198万1,000円などを計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,698万1,000円 は、当年度分損益勘定留保資金等で補塡することとしております。

続きまして、議案第13号、宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するにつきましては、地方創生応援税制、いわゆる企業版ふるさと納税を活用した、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てることを目的とした基金を設置するものでございます。

続きまして、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を 改正する条例を制定するにつきましては、本町の厳しい財政状況に鑑み、令和2年4月 から2年間の期限を定めて実施している町長、副町長及び教育長に係る給料月額及び期 末手当の一部減額について、令和4年4月以降も引き続き実施するため、所要の改正を 行うものでございます。

改正内容は、令和4年3月31日までと定めている減額措置の期間を令和6年3月3 1日までと、さらに2年間延長するものでございます。

議案第16号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、国における消防団員の処遇等に関する検討会での協議・検討結果を踏まえ、消防団員の処遇改善を目的とし、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、団員階級の年額報酬を現行より8,500円増額するとともに、これまでの出動手当を見直し新たに出動報酬を創設し、災害時における支給額の増額を行うものでございます。

続きまして、議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を 制定するにつきましては、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等 の一部を改正する法律の施行等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、未就学児の均等割保険税の軽減措置を設けるものでございます。 以上、よろしくご審議を賜り、ご可決いただきますようお願いを申し上げます。 以上でございます。

○議長(谷口 整) 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行いま す。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております16議案につきましては、予算 特別委員会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第13号まで、 議案第15及び議案第16号並びに議案第19号の16議案は、予算特別委員会に付託 することに決定をいたしました。

◎議案第14号、議案第17号、議案第18号及び議案第20号並びに 議案第21号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(谷口 整) 会議規則第37条により、日程第22から日程第26まで、議案第 14号、議案第17号、議案第18号及び議案第20号並びに議案第21号の5議案を 一括議題といたします。 提出者より提案理由の説明を求めます。西谷町長。

○町長(西谷信夫) それでは、日程第22から日程第26、議案第14号、議案第17 号、議案第18号及び議案第20号並びに議案第21号の5議案につきまして、一括してご説明を申し上げます。

議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、町職員の妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援を図るべく、令和4年4月1日に施行される国家公務員に係る育児休業等の取得要件の緩和等の措置と同様の措置を講じるため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、非常勤職員の育児休業及び部分休業の取得要件を緩和するほか、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置についての規定を整備するものでございます。

続きまして、議案第17号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の公布に伴う消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正内容は、傷病補償年金又は年金である障害補償若しくは遺族補償を受ける権利を 担保とする取扱いが廃止されることから、当該規定の削除を行うものでございます。

続きまして、議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するにつきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の規定に伴い、引用する法律について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を 改正する条例を制定するにつきましては、近年増加する身寄りのない単身高齢者等が、 連帯保証人を確保できないことを理由に町営住宅に入居できない状況になることのない よう、民法の改正を踏まえて所要の改正を行うものでございます。

主な改正内容は、連帯保証人に関する規定を削除するとともに、明渡請求時の適用利率の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第21号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))につきましては、現指定管理者である郷之口生産森林組合の指定期間が令和4年3月31日を以って満了することから、地方自治法第244条の2第3項の規定により、指定管理者を指定しようとするため、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

令和4年度からの当該施設の指定管理者につき公募したところ、4団体から申請があり、書類審査及びプレゼンテーションを聴取し、総合的に評価した結果、須河車体株式会社が評価点数の最上位であったことから、同社を指定管理者といたしたく提案するものでございます。

なお、指定期間につきましては、他の宇治田原町公の施設の指定管理者の指定期間満 了日に統一するため、令和6年3月31日までとしております。

以上、よろしくご審議を賜りまして、ご可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長(谷口 整) 提案理由の説明が終わりましたので、各議案に対する質疑を行いま す。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 各議案に対する質疑を終わります。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第14号、議案第17号、 議案第18号及び議案第20号並びに議案第21号の合計5議案は、総務建設常任委員 会に付託することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認め、ただいま申し上げましたとおり、5議案につきま しては総務建設常任委員会に付託することに決定をいたしました。

◎発議第1号上程、説明

- ○議長(谷口 整) 次に、日程第27、発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。 提出者より趣旨説明を求めます。馬場哉議員。
- ○9番(馬場 哉) それでは、ただいま議題となっております発議第1号、宇治田原町 議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつきまし て、趣旨説明を申し上げます。

議会の議員の議員報酬に関して、現在の厳しい財政状況等に鑑み、引き続き期限を定め議員報酬の一部を減額するため、条例の一部改正を行うものでございます。

改正内容は、宇治田原町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第2条第 1項に定める報酬月額から、議長にあっては10%、副議長、委員長、議員にあっては 5%を令和2年4月1日からの2年間に引き続き、令和4年4月1日から令和6年3月 31日までの間、減額するものでございます。 趣旨を十分ご理解いただきまして、議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げ、説明といたします。

○議長(谷口 整) ただいま議題となりました発議第1号につきましては、本日は説明 にとどめ、質疑は次回といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、質疑は次回とすることに決定をいた しました。

お諮りをいたします。以上で本日の全日程は終了いたしました。本日はこれにて散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて散会することに決定 をいたしました。

次回は3月8日午前10時から本会議を開きますので、ご参集のほどよろしくお願い をいたします。

なお、11時40分から全員協議会を開催をいたしますので、関係者は委員会室にご 参集をお願いをいたします。

散 会 午前11時33分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

| 議 | | | 長 | 谷 | 口 | | 整 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 署 | 名 | 議 | 員 | 原 | 田 | 周 | _ |
| 署 | 名 | 議 | | 馬 | 場 | | 哉 |